

# 経済主義の経済倫理学

## —ホーマンらの所論を中心として—

万 仲 脩 一

Economic Ethics from the Perspective of Economism

Shuichi MANCHU

ABSTRACT

K.Homann (Munich University) and his colleagues advocate the economic ethics of economism. Economism refers to the thinking that principles of the market economy like competition and profit maximization, etc. have a decisive influence on the economic actions of business enterprises and of all kinds of people in the economic system. Although the market economy has contributed to economic growth, it sometimes has serious ethical defects and social conflicts. To avoid these situations, Homann and his colleagues insist that the economic framework should be changed through democratic procedures under the strong influence of the market economy. For them it is a central theme of economic ethics. In this paper we explain the characteristics of this type of economic ethics and give some consideration to the problems concerning them.

KEYWORDS : economic ethics, economism, market economy, economic framework, democracy

### 1. 序

ホーマン (Homann, K.)とブローメードレース (Blome-Drees, F.)によれば、現代の世界は環境破壊、貧困、飢餓、戦争、失業などの著しい危機に直面しており、それらの危機の多くはとりわけわれわれ同時代の人間の道徳的責任 (moralisches Engagement) の欠如に起因している。そこに、この危機を解決するために道徳 (Moral) や倫理 (Ethik) が特に要請される所以がある。しかも、多くの場合には、それらの危機には経済が深く関わっていることから、その解決への期待がまずは経済倫理 (Wirtschaftsethik) に向けられていることは、けだし当然のことである。しかも、現代の経済において著しい影響力を有しているのは、

利潤追求を志向して事業面でも、空間的にも広範な活動を展開している大企業である。上記のような現代の危機のもとで、企業の経済活動の正当性 (Legitimation) に疑問の目が向けられるに至ったのも、自然の成り行きである<sup>1</sup>。

こうした状況を反映して、さらには企業の不祥事が頻発していることにも起因して、企業倫理 (Unternehmensethik) あるいは経営倫理 (business ethics) は、実践においては勿論のこと、経営学においても大きな関心の向けられるところとなり、大学における研究や教育の対象とされるようになった。この傾向はまずはアメリカにおいて生じたのであるが、今日ではヨーロッパの諸国、したがってドイツ語圏の諸国においても見られる。勿論、わが国においても、同様の傾向が看取される。もとより、その問題の取り扱いかたは必ずしも一様ではないのであるが、洋の東西を問わず、企業倫理学が経営学の重要な分野を形成するに至っていることは否定されえないのである。企業

2007年10月9日受付、2007年12月12日最終受付  
万仲脩一 四国大学大学院経営情報学研究科  
Shuichi MANCHU, Member (Graduate School of Management and Information Science, Shikoku Univ., Tokushima, 771-1192 Japan).  
四国大学経営情報研究年報 No.13 pp.17-34 2007年12月

倫理の問題は企業が反社会的行為を行い、その結果として種々の社会的な対立を惹起することに起因しているものであり、すぐれて企業と社会の関係に関する問題として論じられなければならない。しかも、企業は経済の諸条件のもとで活動せざるをえないことから、企業倫理の問題もこれを経済自体の倫理の問題から切り離して論じることはできない。このことを重視して、ホーマンらは企業倫理の問題を論じるに先立って、それを規定している経済倫理について考察している。ホーマンは経済倫理学および企業倫理学の分野でのドイツにおける代表的な研究者のひとりであり、彼を中心とするグループの人たちはいわゆる経済主義 (Ökonomismus) の立場に立って精力的な研究を行っている。経済主義とは基本的には、市場経済 (Marktwirtschaft) の原理が経済行為を決定的に規定するものとして貫徹していること、つまりその経済原理が事実強制として妥当しており、経済主体はそれを所与のものとして受容せざるをえないことを認める立場であると解せられる。本稿の目的は、ホーマンらの見解にもとづいてこのような経済主義の経済倫理学の特質について紹介し、吟味することにある。彼らの企業倫理学については、われわれは稿を改めて取り上げるであろう<sup>2</sup>。

## 2. 経済倫理学と企業倫理学の課題、諸概念および研究の意図

われわれは本稿ではホーマンらの経済倫理学に限定して論ずるのであるが、彼らは予め経済倫理と企業倫理に共通する課題、諸概念および研究の意図について言及しているので、われわれもこの点についての彼らの見解を概観しておこう。それは彼らの経済倫理学および企業倫理学の基本的な特徴を知るうえで重要であると考えられるからである。

ホーマンらによれば、経済倫理と企業倫理についての最近の議論は道德と経済、道德と利潤、倫理学と経済学の対立のうちに成立したのであり、

その科学的研究も道德と経済的合理性の追求という2つの行為要求の対立を解決するという問題から出発している。現実には経済的合理性の向上や利潤追求への圧力が大きいため、経済倫理および企業倫理に関するこれまでの多くの研究では経済的合理性や利潤追求に対して道德が優位に立つべきであることが強調される傾向が強かった。しかし、ホーマンらによれば、今や道德と経済、道德と利潤、倫理学と経済学の関係をこのような対立関係において捉え、しかも単純に道德の優位性を主張することは決して妥当なことではない。その関係は近代社会の形成の歴史的過程の結果として再考されなければならないのである<sup>3</sup>。

ホーマンらによれば、前近代社会においては、社会の問題は神話的、宗教的、形而上学的、道德的、法的、芸術的、科学的、生活実践の一慣習的などの視点が不可分に結びついたものとして取り扱われてきた。しかるに近代社会においては、固有の法則性に従って機能する種々の自律的な社会的サブシステム (gesellschaftliche Subsysteme) が形成されている。経済もまさにこのような社会的サブシステムへの機能的分化の結果として存在しているのであり、経済的合理性の追求という法則性に従って専門化された高度の給付能力を有することをその特徴としている。これによる近代社会の経済的・社会的および政治的発展には確かに著しいものがある。しかし、ホーマンらは、その反面において、マルクス (Marx, K.) のいう「人間性疎外 (Entfremdung)」、ホルクハイマー (Horkheimer, M.) のいう「価値や社会的秩序原理の喪失 (Verlust der Werte bzw. der gesellschaftlichen Ordnungsprinzipien)」や「道具的理性 (instrumentelle Vernunft)」、ホルクハイマーとアドルノ (Adorno, T. W.) のいう「啓蒙の弁証法 (Dialektik der Aufklärung)」、あるいはハーバーマス (Habermas, J.) のいう「生活世界の植民地化 (Kolonialisierung der Lebenswelt)」などの現象が生じたことにも注目している<sup>4</sup>。

一般に社会科学は社会のサブシステムの問題を選択的に、つまり高度に特殊化・専門化して論じ

ているのであり、経済学もサブシステムとしての経済をこのような分化の結果として捉え、経済以外の社会の諸現象から切り離して論じる傾向を強めた。経済的行為を専ら経済的合理性によって規定されるものと見なし、経済学から道徳的意図が追放されるに至ったのもこのことの結果にほかならない。前述のように、倫理学と経済学の対立はこの状況のもとに生じたのである。ホームマンらは経済倫理と企業倫理の問題もまた、このような歴史的関連を意識して考察されなければならないことを強調するわけである<sup>5</sup>。

ところで、前述のように経済倫理と企業倫理への科学的関心が高まっているにもかかわらず、経済倫理、特に企業倫理に対しては一部の研究者からは、その科学的性格の如何を判定する基準が不明確であるとする批判や、「倫理は利害対立の解決にとって有効とはいえない」とする批判が今日でも根強く主張されている。さらに、経営学においては「企業の社会的責任 (corporate social responsibility)」の名のもとに企業は経済的役割や責任以外の何らかの社会的な責任を果たすべきだとする見解が主張されることが多いのであるが、これに対しても、同様の根拠にもとづく激しい批判が存在している<sup>6</sup>。しかし、ホームマンらは経済倫理や企業倫理が経済学や経営学において盛んに論じられるようになっていく現状に鑑み、経済倫理学や企業倫理学の積極的構築に関心を向ける。そして、その研究の準備として、経済倫理学や企業倫理学の課題やそこで使用される諸概念、彼らの研究の意図について考察するわけである。

ホームマンらはまずは経済倫理学（あるいは企業倫理学）の課題を、「どのような道徳的規範と理想 (moralische Normen und Ideale) が近代的な経済と社会の条件のもとで（あるいは企業の経済と社会の条件のもとで）有効なものとして認められうるのか」を明らかにすることに求める。彼らは、利潤追求と競争をその特徴とする市場経済を想定し、そのもとで妥当する道徳的条件の定式化を追究しようとするわけである。ここで、規範と理想について、ホームマンらは規範を「遵守される

べきものとして確定 (fest-geschrieben) された規則」として、理想を「道徳的目的や理念への行為の方向づけ、あるいは社会における道徳の新しいさらなる発展」として、それぞれ理解している。彼らにおいても、「どのような規範と理想が経済と社会において妥当しうるのか」が問われるのであるから、いわゆる規範の基礎づけ (Begründung von Normen) は特に重要な問題をなすであろう。しかし、彼らは自らの経済倫理学および企業倫理学の当面の研究においては、規範の包括的基礎づけの問題は彼らの課題を超えるものであると考える。さらに、経済倫理の議論の現状を見ると、規範の基礎づけについては多様な見解が主張されており、それについて何らかの一般妥当な結論を得ることは不可能であるとして、彼らはこれを当面の研究から除外している。だが、そうはいいながらも、彼らは、強いていえば「あらゆる人間の連帯 (Solidarität aller Menschen)」——これはキリスト教の隣人愛 (Nächstenliebe) の戒律の現代的表現にほかならない——があらゆる道徳の基本原則であり、西洋の文化の中で黄金律 (die Goldene Regel) として一般に受容され、妥当してきた規範であるとして彼らの研究の基礎に置く。かくして、彼らは「近代的な経済と社会の条件のもとで、連帯が如何にしてかかる規範として有効に発揮させられうるのか」ということ、あるいは倫理の遂行 (Implementation) に特に関心を向けるのである<sup>7</sup>。

さらに、ホームマンらはこの問題の考察のために、道徳と経済、あるいは倫理学と経済学について以下のような概念規定を行っている。道徳とは一般に行為者の行為を導くべき規範、格率 (Maxime)、原理 (Prinzip) の複合体を意味する。そして、倫理学 (道徳哲学あるいは道徳論) は道徳の理論的基礎づけ、体系化、理論によって導かれた応用を論じる「道徳の学」として捉えられる。これに対し、経済とは行為者が生活の豊かさの追求のために合理的に行為する社会的サブシステムのひとつなのであり、そこでの経済的行為の研究が経済学の課題にほかならない。その場合、経済倫理に

については、**経済行為の主体の全体**についての道徳的な期待や要求に関心が向けられるのに対し、**企業倫理**については、**経済主体としての企業あるいは企業者や経営者**に対するそれが問われる点で、両者は区別される<sup>8</sup>。

われわれが本稿で主として取り上げる著書 Homann/Blome-Drees (1992) においては、ホーマンらは**経済倫理や企業倫理の包括的な議論**を極力避け、上述のように近代的な**経済と社会の条件のもとでの道徳的な規範と理想の遂行の問題**の考察に限定する。ただし、彼らは**道徳と経済の関係**については、**道徳が経済に相対立するもの**としてではなく、**経済の中で確立されるもの**であること、したがって**倫理学と経済学との反省的な深い理解**にもとづかなければならないことを強調し、さらに**経済倫理学と企業倫理学が経済科学の単なる部分学科**をなすのではなく、**経済科学のあらゆる部分学科の統合的な性格**を有するものとして構想されるべきであることを重視している。

### 3. 市場経済と道徳

市場経済は市場、競争、利潤追求、資本形成、私的所有といった諸条件のもとに機能しているのであるが、これらの諸条件が市場経済における**道徳的問題**を惹起せしめた重要な要因であるとも考えられている。それ故、ホーマンらは市場経済の倫理的基礎づけもこれらの条件との関連で考えられなければならないと考える。さらに、彼らによれば、現代の市場経済を特徴づけているのは**広範な分業、匿名的な交換過程、多くの関係者が関与する長い生産経路、あるいは経済活動の高度の相互依存性と著しい複雑性**といった現象である。これらのことは、**経済主体の行為が自己の独立的な行為**ではなく、**特定および不特定の他人の行為**に対する、さらには**自己の行為に対するそれら他人の反応**にも依存していることを示している。ホーマンらはこのこと、つまり**経済主体間の相互依存関係ないし相互作用関係**を特に重視し、そこから**経済倫理**についての理解にとって**根本的な2つの**

問題が生じることを指摘している。その第1は、**個々の経済主体が経済全体の結果に決定的影響**を及ぼしえなく、それに伴い**それらが全体の結果**に対して責任を持たなくなることである。**経済主体が経済過程**に対して有すべき**道徳的意図**が考慮されなければならない所以はここにある。第2の問題は、**国家などの何らかの上位の機関**が**個々の経済主体の行為**を統制しえなくなることである。このことは、それらの**機関が情操 (Sympathie) や利他主義 (Altruismus) といった道徳的な動機づけ**を通して**経済主体の行為**を指導することが不可能であることを意味している<sup>9</sup>。

これらのことから、ホーマンらは、**経済倫理**を考察するに当たって、**動機と結果の峻別 (die Entkoppelung von Motiven und Ergebnissen)**、すなわち**個々の経済主体の行為動機とその結果**を明確に区別することの必要性を強調することとなる。これは、**現実の経済や社会に好ましからざる状況**が生じているとしてもその**原因が直ちに経済主体の利己的な動機**に帰せられるべきではないこと、あるいは**経済や社会の好ましい状況**が生じているとしても、それが**個人や企業の利他主義的**という意味での**善良な行為**に依存していると考えられるべきではないことをあらわしている。市場経済においては**経済主体は自己の経済的目的の達成のために最も効果的な行為**を利己的に遂行すればよいのであり、**経済や社会に好ましくない状況**が生じていようとも、**市場経済のもとで認められている自己の利潤追求**とは異なる**何らかの社会的に善意ある行為**を行うことを強いられるべきではない。そこで、ホーマンらは**経済の枠秩序 (die Rahmenordnung) とその枠秩序のもとでの行為 (die Handlungen innerhalb der Rahmenordnung)**を截然と区別することになる。これは**ゲームに例えればゲームの規則 (Spielregeln) とゲームの遂行 (Spielzüge) の区別**に相応する。

ホーマンらによれば、**経済の枠秩序**とは具体的には、**経済の体制 (Verfassung)、法律 (Gesetz)、経済秩序、競争秩序、司法機構、行政上の規則**などの総体をあらわす。一般に**経済に影響**を及ぼす

要因としては、経済主体が影響を及ぼしえないが故に所与のものとして受け入れざるをえない与件として、例えば自然条件、教育状態や慣習などの文化的・社会的な条件（kulturelle, gesellschaftliche Bedingungen）、取引の特性、市場条件、景気状況など種々のものが存在するのであるが、枠秩序はそれら諸要因の全体と共に行為条件（Handlungsbedingungen）の一部をなす<sup>10</sup>。これら行為条件のもとで、経済主体は自己の目的を追求しなければならないのであるが、ホーマンらは経済倫理との関連では市場経済の枠秩序を特に重視しているわけである。これは、行為規則としての枠条件がある程度で社会的に決定されるものであること、つまりその決定については社会による自由裁量の余地があることによっているのであろう。彼らによれば、市場経済の枠秩序の経済的正当性の根拠は利己主義や私的利益の正当性の如何に求められるのではない。それは、国家の計画により共通の目的の追求のもとに形成されるような中央集権的秩序よりも、市場経済秩序が一般の人々の厚生の上昇のためにより多くの知識（Wissen）を有効に処理し、利用するというところにまずは求められるべきである。彼らは、競争と利潤追求によって特徴づけられる市場経済が革新（Innovation）への刺激を通して全体の経済的繁栄をもたらす点で中央集権的秩序よりも有効なものであり、その故に正当性を有すると考えるわけである。そして、市場と競争の倫理的判断についても、単に公正性（Gerechtigkeit）のみではなく、経済の統御に役立つか否かという機能的側面を無視しえないというのがホーマンらの見解なのである<sup>11</sup>。

それでは、市場における道德の問題は如何に考えられるのであろうか。例えばある企業が自発的に道德的行為を行うことの費用が著しく高いならば、当該企業の道德的行為は競争のもとでは阻害されることにならないであろうか。「利潤追求をめぐる競争へと企業を強制する市場経済秩序においては道德は競争と両立しうるのか」という問題がそれにほかならない。ホーマンらはこのことを

念頭に置いて市場経済と道德との関連について論じることとなる。

ホーマンらはこのことを考察するに先立って、ゲームの理論（Spieltheorie）の囚人のジレンマ（Gefangendilemma）の状況に注目している。

周知のように、囚人のジレンマの最も単純な場合においては、2人の共犯の囚人が隔離された部屋で別個に取り調べを受けていると想定される。彼らの中には相互依存関係ないし相互作用関係、つまり一方の行為の如何が他方の行為に影響しあうという関係がある。彼らは共に、相手が否認あるいは黙秘する（leugnen）か、自白する（gestehen）かについてはまったく知らない。そのような相互依存性の状況のもとでの彼らの行為の関係が考察されるわけである。この囚人のジレンマの状況は社会の種々の面で見られるのであり、それにもとづく分析は人間行為の相互依存問題の説明のための極めて有効な用具をなすと考えられている。勿論、ジレンマ状況は経済における経済主体の相互依存的行為についても看取されるのであり、それはその分析にとっても有効であることは否定されえない。そこで、経済におけるジレンマ構造について、ホーマンらは経済主体 A と B について、「利己的な行為（Defektion）」と「協力（Kooperation）」を想定し、その関係についての4つの組み合わせを導く。それらの場合のそれぞれの行為の組み合わせに際して各経済主体が獲得する利得は、例えば次の第1図に示されるようであるとしよう<sup>12</sup>。

これにもとづいて、ホーマンらは相互依存関係のもとでの行為者 A と B の行為の帰結の一般的な場合について以下のような説明を行っている。

まず、A と B の両者は相手の行為の選択についての情報を持っていないが、この図に示された

		B	
		協力	利己
A	協力	I 3, 3	II 1, 4
	利己	III 4, 1	IV 2, 2

第1図 囚人のジレンマの利得

それぞれの場合の利得額を知っているとす。ここで、I～IVの各象限の数字は、コンマの前がAの利得を、コンマの後がBの利得をあらわす。行為者は自己に最も有利なように行為しようとするのであるから、共に利己的に行為する組み合わせ（IV）が発現状況である。この場合には両者は2の利得を得る。これに対しAが協力的で、Bが自己の利益を追求する場合（II）には、Aは1を、Bは4の利得を得る。このときには、IVの場合よりも、Aの利得は2から1へと小さくなり、Bのそれは2から4へと大きくなる。逆の場合（III）には利得も逆になる。しかし、IIとIIIの場合には、AとBは共に相手に対抗措置をとることを予測するため、それらは安定的ではありえない。AとBが共に協力的である場合（I）には、両者は3の利得を得る。これはIVの場合よりも両者にとって有利である。このように、AとBが自己にとって最も利得が大きくなるように合理的に、利己的に行為しようとする場合には、かえって両者は協力的にならざるをえない。このように、囚人のジレンマ状況のもとでは結果的には協力の状態に帰着すると考えられている。しかし、AとBのいずれかが協力的であろうとしても他方が協力的になってくれるか否かについては、両者は知りえない。それ故、ホーマンらによれば、AとBが自己に最も有利なように行為しようとする発現状況に戻ることになる。すなわち、行為者の間に相互依存関係がある場合には、各行為者の個人的に合理的な行動は、協力関係にもとづく最適な結果（I）ではなく、次善の結果（IV）、つまり集団的な非合理性へと導くことになるというのが、その意味するところなのである<sup>13</sup>。

ホーマンらは一般的なジレンマ構造について以上のような説明を行ったうえで、道徳とのその関連について考察を加える。彼らによれば、道徳は行為者の相互作用関係においてはじめて意味を有するのであり、それは相互の行為期待の信頼性を確保することにその課題を有している。彼らはまた、ジレンマ構造が相互作用関係の分析の有用な道具であることを認めたいうえで、その規範的評価

は行為者の行為の如何から截然と区別されるべきであり、それが規範に関する固有の思想的進行の中で行われるものであることを強調する。ゲームの理論においては、ジレンマ構造のもとでは「共同の利益を追求する協力を帰着する」とする見解が主張されるのであるが、上述のように、さらに後にも明らかになるように、ホーマンらによればそのような見解は必ずしも正しいとはいえない。このことのうちに、相互依存関係において社会的に望ましい状況は行為者の道徳的行為にではなく、彼らの行為を規定する行為規則ないし枠秩序に依存していることが明らかなのである。

ところで、市場経済における競争はまずは市場の同一の側、すなわち売り手の間あるいは買い手の間でのジレンマ構造として捉えられる。第1図と同様の利得を仮定すれば、例えば売り手の間でのジレンマ構造は次の第2図のように示される<sup>14</sup>。

		B	
		協力	利己
A	協力	I カルテル 3,3	II 1,4
	利己	III 4,1	IV 競争 2,2

第2図 売り手の側でのジレンマ

この売り手（AとB）の間でのジレンマ構造の場合には、協力は共同の利益を追求するために例えばカルテルを結成する行為としてあらわれること、したがって競争が阻害されることをあらわしている。カルテルは、AとBの両者に3の利益をもたらすのであるから、それはまさに彼らの合理的行為として共同の利益の追求に至るとする囚人のジレンマの示す結果にほかならない。しかも、それはAとBの両者にとって望ましいものである。だが、カルテルは特殊な場合を除いては全体の利益の観点からは経済的に好ましくないものと考えられていることからすれば、この意味での協力を善とする見解は道徳的に必ずしも正しくない。このことから、ホーマンらは、市場経済においては

競争のもとで自己の利益を追求する行為を認める規則こそが一般には望ましく、道徳的に善であることを主張することになる。しかも、彼らによれば、経済主義の立場に立てば、市場経済においては、競争を選択するか否かという自由は存在しないのであり、売り手は競争の圧力ないし強制のもとにそれに従わざるをえない。なお、この場合にも、ⅡとⅢの組み合わせは不安定なものとして考慮の外に置かれている。以上と同様のことは、買い手間のジレンマ構造についても妥当することは明らかであろう。

これに対し、次の第3図は売り手（A）と買い手（B）の間のジレンマ構造を示している。

		B (買い手)	
		協力	利己
A (売り手)	協力	I 競争 3,3	II カルテル 1,4
	利己	III カルテル 4,1	IV 双方独占 2,2

第3図 売り手と買い手の間のジレンマ

ホームンらによれば、売り手と買い手が共に協力的である場合（Ⅰ）は一般的な競争の状態であり、両者にとって最善の解決である。この場合、協力とは、第2図におけるように売り手が結託してカルテルを結ぶのではなく、売り手（買い手）が自己の利益のみを追求することにより買い手（売り手）の利益を意図的に損なわしめるような利己的ないし機会主義的な行為をしないように協力すること、つまり公正な競争が行われるように協力することを意味しているのだと解せられる。ここでの協力が第2図の場合におけるそれとはその意味を異にしていることが注意されなければならない。これに対し、売り手が一致して競争に対して協力的であるが、買い手が一致して利己的に相手の利益を意図的に損なわしめようとするときには（Ⅱ）、買い手はカルテルを結んでこれを行うであろう。逆の場合（Ⅲ）には、売り手がカルテルを結ぶであろう。だが、この両者の場合は、

競争に対して協力的に行おうとする側が一方的に不利になるため、安定的な状況ではありえない。さらに、売り手と買い手が共に利己的に——この場合には、相手の利益を意図的に損なわしめるように——行為するときには、売り手（買い手）は全体として買い手（売り手）に対抗しようとし、買い手（売り手）も全体として売り手（売り手）に対抗しようとするであろう。そのときには結局は、市場の両側で独占が生じるといういわゆる双方独占（bilaterales Monopol）の状態になる。例えば労働組合と使用者側との賃金交渉のような事態がその典型である。なお、売り手と買い手が互いに信頼しえないと考えるときには、多くの相互依存関係自体がもはや存続しえなくなるであろう<sup>15</sup>。

さて、以上のことから、ホームンらはまずは、ジレンマ構造には望ましいが故に維持されるべきものと、望ましくないが故に克服されるべきものがあることを明らかにしえたと考える。そして、彼らによれば、市場経済に全体の厚生を増進という本来の機能を発揮させるという観点からは、第2図に示されたような売り手あるいは買い手のそれぞれの側でのジレンマ構造については利己的な行為にもとづく競争を維持するのが好ましいこと、第3図におけるような売り手と買い手の間の取引のジレンマ構造については協力の中に競争過程を組み込むこと、つまり競争への協力が有効なのである。いずれにせよ、市場経済における厚生の増大のためには、競争を維持するべく秩序を整えることが望ましいとする結論が導かれたわけである。

このことから、ホームンらはさらに、経済倫理を行為者としての経済主体の意思に依存しているのではなく、経済の枠秩序こそが道徳の場であるとする前述の彼らの見解の根拠を示しえたと考える。ゲームの遂行自体は一定の市場秩序の枠内で効率の追求を目指して行われるのに対し、ゲームの規則の決定においてこそ経済的厚生の増大のための競争秩序を確立するという道徳的側面が考慮される余地が存在しているからである。その意味で、経済倫理は秩序倫理（Ordnungsethik）なの

である。枠秩序における道徳的価値はあらゆる経済主体に対して同様に妥当するゲーム（競争）の規則に具体化されるのであるから、それは競争中立的（wettbewerbsneutral）である。その意味で、市場自体は没道徳的ないし道徳自由（moralfrei）に機能すると考えられる。このことは、市場が端的に経済的競争の場であり、そこでは個々の経済主体の行為方法を道徳的に変更することが要請されるのではないことを意味している。かくして、ホーマンらによれば、「市場経済における道徳の体系的な場は枠秩序である」ということが経済と道徳に関する基本命題をなすのである<sup>16</sup>。

ところで、ホーマンらはこの基本命題について若干の補足的説明を加えている。これは、われわれが後に彼らの企業倫理を考察するに際して重要であると考えられることから、このことについての彼らの説明に言及しておこう<sup>17</sup>。

第1に、ホーマンらは市場経済における道徳の体系的な場を枠条件に求めながらも、市場経済がその機能にとって経済主体における契約に対する信頼や正直さといった道徳を必要としていることを認め、企業や経営者が利潤動機とは別にこの意味での社会的動機によっても導かれるべきことを否定してはいない。ただし、彼らはここでも、競争が支配している限り経済主体の道徳的行為が常に市場の枠秩序にもとづいて反省され、それとの調和のもとでテストされるべきことを改めて指摘している。経済は道徳に対して優位にあると考えられているのである。これが経済主義の立場のあらわれであることは明らかであろう。

第2に、前述のように、ホーマンらによれば、競争のもとにあつてはゲームの遂行としての企業の行為が直接的には道徳的な意図と考慮から解放されているという意味で道徳から自由である。しかし、彼らは、市場経済の体制原理として一般に認められている企業目的である利潤極大化を長期的なそれとして捉え、長期的利潤極大化を社会的に最も有効であるが故に道徳的義務としてこれを承認する<sup>18</sup>。彼らは、民主主義（Demokratie）の

社会では規範の正当性の如何が関係者の合意に依存しており、その社会的正当性が国家の秩序政策として具体化されるとし、民主主義の原理にもとづいて決定された国家の秩序政策こそが経済道徳の前提をなすことを重視している。

第3に、ホーマンらのこのような見解は、企業行為が道徳的要求から完全に解放され、道徳的要求が専ら国家の秩序政策の問題として捉えられているようにみえるのであるが、ホーマンらは逆の面もあることを指摘している。個人の道徳が社会において無視されえない場合が存在するからである。枠秩序の規則の形成の源泉を追求すれば結局は個人に到達し、社会の新しい道徳的理念の発展もまた個人の道徳的意図によって規定されていると考えられなければならない。道徳の体系的な場としての枠秩序は個人の道徳に依存しているのである。このことから、ホーマンらは競争と道徳が両立しようとする結論を導く。経済主体は、一方では、枠秩序の中でその競争条件のもとで経済的利益を追求し、他方では、枠秩序の形成や変更に影響を及ぼすのである。しかし、前述のように、彼らは、経済主体について共同の利益を追求する動機を有するものとして捉える見解を誤解にもとづくものであるとし、枠秩序の形成や変更への影響についても経済主体の利益の追求が全体の利益の調和を可能にする状況を作り出すための制度的改革へのそれではなければならないことを強調している。

ホーマンらは彼らの基本命題について以上のような補足的説明を加えた後に、市場経済の道徳的特性について述べる<sup>19</sup>。

計画経済と比較した場合、市場経済が経済の効率化にとって優れていることは一般に認められているところであるが、その道徳的優位性の如何についてはしばしば疑問が提起されている。しかし、ホーマンらによれば、市場は規範的に形成された規制システムにもとづいてのみ有効に機能するのであるが、その秩序のもとではあらゆる人間はその権力地位の如何にかかわらず、購買力を通して自己の声を発することができる。その意味で、市



場は経済的には、政治における民主主義に匹敵する機能を果たしうるのであり、道徳的特性ないし倫理的基礎を有していると考えられるべきなのである。そこで、ホーマンらは、経済倫理の課題を市場のこの基礎づけを再構成することに求め、経済倫理の観点から企業行為の一般的格率を以下のようにまとめている。すなわち、

- ①行為者としての企業はシステム調和的に行為すべきである。
- ②企業は枠秩序、一般的な国家市民的規制および競争秩序の規制に従うべきである。
- ③これらの規制の中で、企業は長期的利潤を極大化すべきなのであり、この長期的利潤極大化は企業の道徳的義務である<sup>20</sup>。

ところで、ホーマンらは以上の限りでは市場経済の枠秩序が競争の規則として有効に機能することを前提としているのであるが、もとよりこの前提は必ずしも現実的ではない。それ故、彼らにおいては、この前提は革新的な企業倫理への体系的な出発点として設定されているのだと考えられるべきであろう。企業倫理の問題は彼らにおいて別個に論じられることから、われわれもこのことについては稿を改めて取り上げることとする。

#### 4. ドイツの社会的市場経済と現代の市場経済の諸問題

上述のように、ホーマンらは市場経済を前提とし、その経済倫理の問題を市場経済の枠秩序のそれとして考察する。そして、彼らはこのこととの関連で、第2次大戦後の西ドイツ経済を特徴づけ、今日のドイツにおいてもその思想が基本的に継承されているといわれる社会的市場経済（Soziale Marktwirtschaft）に注目し、これをその基礎にある民主主義と社会的公正性（soziale Gerechtigkeit）の観点から考察する。社会的市場経済はドイツの市場経済を特徴づけている枠秩序にほかならないからである。ホーマンらによれば、社会的市場経済が他の市場経済の構想と異なる点は社会的安全（soziale Sicherheit）、景気政策や構造政

策（Konjunktur- und Strukturpolitik）、さらには市場過程への介入（Eingriff in Marktprozesse）のシステムが導入されていることにある。社会的市場経済はこれらのシステムによって市場経済に社会政策的配慮を加えようとするものであることから、その意図するところはまさに社会的公正性の確保にあると考えられる。そして、市場はそれに先行する政治的秩序の前提のもとで機能するのであるが、その政治的秩序の形成過程において合意に至る決定の規則として採用されているものこそは人間の共同生活のための普遍的原理をなす民主主義なのである。ホーマンらが民主主義と社会的公正性の観点から社会的市場経済を考察する所以である<sup>21</sup>。

今日の世界の経済体制を見ると、かつての社会主義国の多くにおけるその崩壊によって、資本主義体制ないし市場経済体制は相対的な優位性を確保している。前述のように、ホーマンらによれば、その長所は、企業による無数の相対的に小さくとも絶えざる製品の改善、費用の低減、生産方法の改善、さらには技術革新によって、さらには市場での競争の利用によって長期的に著しい経済発展をもたらす可能性を有していることにある。社会主義経済ないし計画経済が経済全体を国家の計画当局の主導によって大規模に変革させようとしたが故に失敗したことと対比すれば、市場経済のこの長所は否定されえないのであり、事実、それは歴史的に証明されてきたのである。しかし、他方では、市場経済は企業倒産、失業、貧困などの無視しえない負の影響を惹起せしめ、しかもそれらを一部の個人や集団に集中して生ぜしめるという重大な短所ないし欠陥をも有している。これらは従来の商品、生産方法、産業部門などの構造変化（Strukturwandel）に起因するところが大きく、それが一部の人たちに集中的ないし選択的に生じるところに、ホーマンらは市場経済の欠陥を見ているわけである。そうであれば、「そのような人たちに著しい不利を強いる市場経済システムは何故に受容されるのか、あるいは何故にそのような犠牲が正当化されるのか」という問題が考察され

なければならないこととなる。ホーマンらによれば、ドイツの社会的市場経済は、市場経済が本来的に持つそのような問題点に対して民主主義的に決定された社会政策的介入を通して対処しようとする社会モデルにほかならないのである<sup>22</sup>。

民主主義とは、宗教上の教義や特定の指導者の権威や権力などに起因する何らかの価値が個人の行為を規定するのではなく、逆に個人の意思が価値の唯一の源泉であり、それにもとづく協定が社会的に規則や制度を正当化するのだとする原理をあらわしている。すなわち、民主主義社会においては規則や制度に関する決定は社会を構成する個人の合意によるのであり、その手続きは個人間の共同を前提としているのである。社会的市場経済が市場経済の上記の問題、すなわち個人の犠牲は如何にして正当化にされうるかという問題に社会政策的介入によって対処しようとするものであるとすれば、それも民主主義の原理にもとづく合意の結果として選択されたと考えられなければならない<sup>23</sup>。

ホーマンらによれば、社会的市場経済はまずは以下のような基本的見地に立っている。すなわち、「倒産、失業や貧困といった市場経済の上述の欠陥を生ぜしめる原因である構造変化それ自体を阻止することは社会一般の厚生をかえって損なうことになりかねないのであり、それは経済的にも倫理的にも決して支持されうることではない」とする見解がそれである。このことは、例え「社会的」と称せられ、社会政策的介入が認められていようとも、それは市場経済体制の基本的特質を維持しているものであり、そうした痛みが不可避であり、かつそれがその経済の活力の源泉であることを示している。その故に、ホーマンらはその意義を高く評価しているのだと解せられる。だが、彼らはこのことを重視しながらも、そのような犠牲を特定の個人や集団に押しつけることについては一定の条件のもとでのみ倫理的に許されるものであることを強調する。そして、その条件として、既述のことを含めて、彼らは以下の3つのものを挙げている<sup>24</sup>。

第1の条件は、構造変化が常に同一の個人や集団に犠牲を強いるようなものであってはならないということである。第2は、構造変化に起因する欠陥が社会政策的措置によって緩和されなければならないということである。ただし、その場合でも、それは経済的厚生が増大が市場経済と競争の利用によってこそ可能になるのだという合意のもとに行われなければならないことを、ホーマンらは改めて指摘することを忘れてはいない。第3の条件は、社会政策的措置が民主主義の基本思想にもとづいていなければならないということである。構造変化の影響を受けている、あるいは受ける可能性のある関係者の参加のもとに市場経済の給付能力を高めようとするところが、その意味するところである。この限りで、社会的市場経済は単なる社会政策にとどまるのではなく、それを超えて民主主義の思想にもとづいて発展した社会モデルをなすのである。それは、市場過程への社会政策的介入を許すのであるから、厳密には自由主義と相容れない面を有するのではあるが、ホーマンらはその作用がイデオロギーの問題としてではなく、まずは経済的合理性の観点から評価されるべきであることをも強調している。

上述のように、社会的市場経済は社会的公正性を確保するという課題を担っている。しかるに、市場経済においてこの課題を果たすことについては、ハイエク(Heyek, F. v.)に代表される自由主義者から激しい批判が投げかけられてきた。彼は市場と競争、およびその基礎にある企業の利潤志向こそが経済の指導(Lenkung der Wirtschaft)に貢献するものであるとし、市場経済においては本来的に社会的公正性の確保を特に考慮する必要性はないと考える。ハイエクは、社会的公正性が個人の行為に関わっており、社会のシステムの結果に向けられているのではないとする立場から、市場経済に社会的公正性を期待することは無意味であると考えているのである。しかし、ホーマンらは社会的公正性を個人の行為の道徳的判断の問題ではなく、システムの結果に関わる問題であるとする立場から、その概念を市場経済において再構

成することの必要性を主張する。彼らも、社会的公正性の判断基準が社会と科学において一般的な拘束性を持ちえないような恣意的な前提にもとづいて外部から基礎づけられようとする場合には、特定の個人や集団の利益の正当化のためにそれが利用される危険性を指摘している。そこに、彼らは再び経済倫理を枠秩序に関わる問題として、しかも民主主義の原理にもとづいて確立されるべき問題として捉えるわけである<sup>25</sup>。

これを要するに、ホーマンらはドイツの社会的市場経済を、市場経済の基本的特質を維持しながら、倫理的ないし道徳的見地から社会的公正性をも実現すべく民主主義の原理、つまり社会的合意にもとづいて修正された市場経済の規則からなる枠条件のひとつの事例として捉えている。われわれはここに、彼らが経済倫理の問題を行為の規則ないし枠条件の民主主義的な決定の問題だと考える所以を見ることができるのである。

さて、ホーマンらは、一般的に市場経済とドイツの社会的市場経済の倫理とその基礎づけを以上のように説明したうえで、改めて現代の市場経済が直面している問題に目を向ける。彼らによれば、現実の市場経済においては、市場の不完全性、組織化された利害関係集団による圧力、あるいは政治家や官僚による自己の利益を守るという意図のもとに、競争はかなり制限されており、その結果、市場経済と民主主義は内部から浸食されている。また、現実の市場経済は、貧困、戦争や環境破壊など、現在および将来の人間の生活にとって重大な問題に直面しており、しかもその問題の克服に対して有効な機能を果たしているとはいえない。ホーマンらによれば、この原因は、現実の市場経済においては、人々が集団的に結合しているものとしてその行為を自ら規制するための集団的自己結合 (kollektive Selbstbindung) を形成し、遂行するためのメカニズムが欠けていることに求められる。市場経済のこのような欠陥はいわゆる市場の失敗 (Marktversagen) として、特に公共財 (öffentliche Güter) について端的にあらわされている。公共財は一般には市場取引にはなじまない

ことから、そのような財の取引については市場は有効な機能を果たしてこなかったからである。ホーマンらは、公共財のみならず、私的財についても見られる市場の失敗の故に、市場の欠陥を緩和するべく制度的支援が必要であるとして、集団的自己結合による解決の必要性和有効性を主張するわけである<sup>26</sup>。

ホーマンらによれば、市場経済や社会的市場経済がその固有の経済的および倫理的要求に従って機能しうると考えることによって、現実の市場経済や社会的市場経済の道徳的特性がパラダイムのどこに位置するのか、あるいは現実の市場経済を倫理的に判断しようとする場合に何に注目しなければならないのかを明らかにすることができる。彼らはこのことの意義を重視し、その道徳的特性が競争における行為者の直接的な動機ではなく、制度システム (Institutionensystem) にあることを、したがって後者に注目すべきであるということを変更して主張しているわけである<sup>27</sup>。

## 5. 経済学と倫理学の関係

上述のように、ホーマンらによれば、市場経済は現実には決して十分な調整機能を果たしているわけではないのであり、重大な欠陥をも有している。この問題点は、社会的公正性の確保を可能にする経済の枠秩序ないし行為規則を民主主義の原理にもとづいて構築することによってはじめて有効に解決されうる。彼らはこのことを意識しながら、経済倫理学の課題、経済学と倫理学との関係、その研究アプローチについてさらに考察を加える。

ホーマンらは現実の市場経済の欠陥に対する挑戦として2つの点を挙げている。第1は、既にたびたび指摘してきたように、経済の枠秩序という制度の改革を行うこと、すなわち単純に個人の良心や自発的な努力に期待するのではなく、集団的自己結合によって個別的な道徳、良心、連帯が契機となって倫理的な要請に従う市場の枠秩序を構築することである。第2の点として彼らが挙げるのは、そうした制度の改革のためには近代社会の基

礎にある機能関係に対する市民の洞察と科学における理論的構想が必要であるということに関連している。科学は社会の道徳的、政治的および経済的な発展に貢献しうる社会理論(Gesellschaftstheorie)を確立しなければならず、市民は社会の機能関係について啓蒙されることにより、自己の利益とその精神的・道徳的同一性を再発見することができるようになるからである。ホーマンらはそこに経済倫理学の課題、倫理学と経済学の関係、経済倫理研究のアプローチについて改めて考察する必要性を見るわけである<sup>28</sup>。

ホーマンらによれば、経済倫理学の課題は人間に道徳的問題をもたらす経済的関連を理論的に構造化することに求められるのであり、それは具体的には市場経済の欠陥を克服すべく制度的改革の理論を構築することにある。当然のことながら、経済倫理学は倫理学と経済学の研究成果を援用するのであるが、それが近代的な経済と社会の条件を前提として道徳的規範や理想の遂行の問題を扱うことから、ホーマンらは経済的な議論に重点が置かれるべきことを強調する。この経済主義の立場に対しては、倫理的議論を経済的議論に還元させてしまうという経済的還元主義(ökonomischer Reduktionismus)に陥るのではないかとする批判が投げかけられるのであるが、この批判を意識して、彼らは倫理学と経済学の関連について以下のように考える<sup>29</sup>。

ホーマンらは経済において人間の決定に影響を及ぼす要素として選好(Präferenz)と制約(Restriktion)を挙げ、それらが合理性原理(Rationalitätsprinzip)によって結合されると考える。一般に、規範論的社会科学、したがって規範論的経済学もまた、まずは目的観念(Zielvorstellung)の形成ないし選択の問題とその目的の達成のための行為可能性を限定する条件の分析の両者から構成される。前者は発見的方法(Heuristik)によって行われ、後者は制約分析(Restriktionsanalyse)をなす。経済倫理学との関連では、道徳と経済は相互的な発見的方法と制約分析の対象をなす。道徳と経済の間の緊張関係は困難な問題

を生ぜしめるのであるが、しかし、それらについての研究は同時に、他人との共同体において満たされた人間生活を実現することを可能にするものについての創造的な問題解決に貢献する。まずは、倫理問題の動的、前進的な面は倫理学において発見的方法によって考察される。これに対し、人間の道徳的自己理解の状態に対する処理可能な手段による適応の面は制約分析によって扱われる。倫理や道徳が経済社会における理想や人間の自己実現を進展させようとする場合には、経済学の貢献が要請されるのである。したがって、倫理学は発見的方法によって経済学に対して問題を提供し、経済学はそれに制約分析によって応えるのである。しかし、逆に、経済や経済学が新しい行為可能性を見出し、倫理学がその行為可能性について社会の道徳的理念の観点から許容されうるか否かをテストするという関係も存在する。ここに、ホーマンらは、経済学と倫理学の相互依存性を見る。しかるに、多くの近代的な科学においては、著しい細分化の故に、このような学問分野の関係は断ち切られてきた。そのために、経済倫理学はまさに経済学と倫理学の関係づけを改めて重視するものとして要請されているのである<sup>30</sup>。

かくして、ホーマンらは経済学と倫理学の相互関係について、経済計算に対する倫理の優位性でもなく、経済計算への倫理的考慮の還元でもないような基本モデルを想定する。そして、彼らは経済倫理研究のアプローチについて言及する。彼らは2つの基準、すなわち、第1に、理論的構想が認識可能であること、第2に、社会科学的、特に経済学的な理論設計(Theorieentwurf)が存在すること、あるいはそれが作られうることという基準にもとづいて、研究アプローチとして2つのものを挙げている。

その第1は、選好理論的アプローチ(die präferenztheoretische Ansätze)である<sup>31</sup>。これは近代的経済の形成を、行為者に意識変化(Bewußtseinswechsel)とそれに相応する行為変化を指示し、要求することによって、すなわち行為者の心的態度の変革、選好の修正あるいは経済的目的関数の

拡張によって達成しようとするものである。ホームマンらはこれについても2つの類型を区別している。その1つは「人間は現実には利己的—機会主義的にのみ行動するわけではない」とする理解に立つものである。彼らはこれについても、経済活動における他の動機を追究しようとする実証的研究と、道徳的動機に従って行動する人間の能力に注目し、それが内部化されるべきことを要請する規範的研究が区別されている<sup>32</sup>。選好理論的アプローチの第2の類型は、社会を道徳的規範と理想の観点から再構成することを目指し、その道徳的理想を討議によって基礎づけられたものとして提示しようとする立場である。いわゆる討議倫理学(Diskursethik)と称せられるものがそれである。そこでは、道徳は人間の集団的営為であり、道徳的規範は発見されるのではなく、形成され、発展させられる、すなわち共同的学习過程の中で人間は道徳にもとづく新しい行為可能性を作り出すのだと考えられているのである<sup>33</sup>。

ホームマンらはこれら2つの選好理論的アプローチにもとづく経済倫理学に対しては、人間が利己的—機会主義的に行為すること、したがってある行為動機を他の動機によって置き換えることにより統御する可能性を認めながらも、経済倫理については経済の枠秩序についての制約の変更を通して統御することが有効であるとする立場から、経済倫理学がそのような要求に応えることを課題とすべきだとする見解を改めて提唱し、選好理論がそのような要求に応えうるものではないとする批判を展開している。

経済倫理学の第2のアプローチとしてホームマンらが挙げるのは、制約理論的アプローチ(die restriktionstheoretische Ansätze)である<sup>34</sup>。これは人間行動の変化を制約の変化の結果と見る立場に立つものであり、したがって、それによれば、市場経済に固有の道徳的規範と理念にもとづく近代の経済の形成もその制約の変更に適するように行われると考えられている。制約はしばしば事実強制(Sachzwänge)としてあらわれる。その限りでは、道徳の形での規範的要求はシステム要

求の論理の中に組み込まれている。そこで、彼らはまずは、経済の機能論理が経済倫理にとっても過小評価されるべきではないシステムの意味を有していることを重視している点でこの立場を高く評価する。そして、彼らは、道徳的規範と理想の確立を通しての社会の統御が制約の計算可能な形成によってかなり適切に行われうると考え、自らの経済倫理学のアプローチとして、新古典派経済学の分析用具の利用によって経済的古典派の復活という研究計画に従うことを提唱する。さらに、彼らのアプローチは、共同や連帯といった伝統的な道徳を近代的な経済と社会の条件のもとで妥当させることを課題とし、社会的市場経済を連帯道徳の遂行として再構成しようとするものであることを強調する。かくして、ホームマンらの経済倫理学のアプローチは、「規範的要求と理想は近代の経済と社会に対立するのではなく、それを通してのみ妥当させられる<sup>35</sup>」というように定式化されるのである。

これを要するに、ホームマンらの経済倫理学は、道徳的規範と理想の確立を通しての社会の統御を経済の枠条件の確立として、しかもある程度で計算可能な制約の形成と関係者の間の合意にもとづいて遂行しようとする、すぐれて制度論的な性格を有するものであるということができよう。

## 6. 経済主義の経済倫理学——その意義と問題点——

前章までにおいて、われわれは経済倫理および経済倫理学についてのホームマンらの見解を明らかにしようとして努めてきたのであるが、今やその意義と問題点について考察を加えなければならない。本章では、これを特に重要と思われる以下の3点に絞って論じることとしよう。

第1は、ホームマンらが経済倫理学を市場経済における行為者の動機の問題としてではなく、その枠秩序の決定の問題として捉えていることに関係している。彼らは市場経済を前提として経済倫理を考察するのであるが、市場がある程度で種々の経済主体あるいは利害関係集団間の利害の調整の

機能を果たしうることについては異論はないであろう。しかし、他方では、市場は同時に競争の場でもある。競争は必然的に勝者と敗者を作り出し、前者は社会的あるいは経済的に強者となり、後者は弱者となる。この格差の発生と拡大は、単に各利害関係集団間の利害対立の激化のみならず、それが社会的な不安定をもたらすことを、われわれは看過すべきではない。しかも、このような事態は市場の調整能力が十分に機能しているか否かにかかわらず、競争の結果として市場経済の本質的特徴をなすのであり、これこそが市場経済の常態なのである。ホームマンらも、市場経済が経済の発展ないし厚生増大に著しい貢献をなすと同時に、倒産、失業、貧困などの深刻な負の効用、つまり欠陥を有することを重視していたのは、このことからすればけだし当然のことである。市場経済は、利害の調整を可能にするのではあるが、利害の対立を激化させる点で矛盾を孕んでいるのである。

市場経済においては利害対立の発生と拡大が常態であるならば、経済倫理の確立は市場経済の極めて重要な問題でなければならない。ホームマンらが経済倫理学の必要性を強調する所以は、市場経済のこの本質それ自体のうちに見出されるのである。上述のように、彼らは経済倫理を経済主体の行為の遂行に際しての動機の問題としてではなく、市場経済の枠秩序の形成と変更の問題として捉えている。われわれは万仲脩一（2007）において、「倫理は市場経済の事実強制を打破しうる」あるいは「経営者ないし企業者には経済原理を超える行為可能性の余地がある」とするウルリッヒの見解に批判を加えた。その論拠は「一般に社会の枠秩序は人間が作ったものでありながら、ひとたび作られると、それは客観的な存在となり、各行為者の行為を強制的に規制する、つまり各行為者はその枠秩序のもとでその規則に従わざるをえない」ということであった。同様のことは市場経済の枠秩序と経済主体の行為との間の関係についても妥当するのである。このことから、われわれもまた、経済倫理が枠秩序によって経済と社会の公正性の確保を志向すること、つまり枠秩序の問題

であることを承認しなければならない。その限りで、われわれは経済倫理を秩序倫理ないし制度倫理だとするホームマンらの見解を高く評価するものである。

現実の資本主義経済体制あるいは市場経済体制は、その形式的な特徴については共通しているとしても、各国や各地域の経済の発展段階、産業構造、政治、宗教、文化、さらには自然環境などの多様な固有の要因の相違の故に、さまざまな形態をとって存在している。例えば、アメリカの資本主義はしばしば株主資本主義と称せられる。これは、アメリカの資本主義が株主利益を一元的に、あるいは最優先されるべきものとして捉えるという枠秩序に、したがってそのような規範を経済的に望ましいとする経済倫理が社会的に承認されていることを示している。前述の社会的市場経済は第2次大戦後の西ドイツおよび今日のドイツに特有の市場経済類型である。これは、多様な経済主体の利益を考慮する利益多元的な規範に立ち、経済に対して国家が多様な利害の調整のために社会政策的に介入することを認めるものであった。同様に、わが国に固有の日本的資本主義と称せられるものを想定することも困難ではなからう。基本的に同様のことは各国・各地域の経済について妥当することなのであり、それはまずはホームマンらのいう経済の枠秩序の特異性としてあらわれる。そして、それぞれの枠秩序の特異性の基礎にはそれを是とする規範、道徳、あるいは倫理が存在すると考えられなければならないであろう。ホームマンらにおいては、市場経済の枠秩序を論じることが、それを規定している規範、道徳、あるいは倫理にまで立ち返って市場経済のあり方を考えることにほかならないのであり、その故に経済倫理学は枠秩序の問題なのである。

第2の点は、第1の点と密接に関連しているのであるが、ホームマンらの経済倫理学における経済主義の意味とその妥当性に関わる問題である。経済主義とは厳密には、市場経済の体制原理があらゆる経済行為を決定的に規定するものとして貫徹していること、つまりその経済原理が事実強制と

して妥当しており、経済主体はそれを所与のものとして受容せざるをえないことを意味している。その場合には、経済倫理との関連では、市場経済の欠陥をその枠秩序の倫理的修正によって克服しようとする場合でも、その修正を経済原理自体について行う余地は存在しないと考えられる。その意味で、経済は倫理に対して優位にあり、経済倫理は市場経済の原理の枠内で追求されざるをえない。ホームマンらの経済倫理学はこのことを基礎にしているものであり、その故にそれは経済主義的立場に立つとされるのである。

この点で、ホームマンらの見解はウルリッヒにおける批判的基礎反省の立場、すなわち経済倫理は経済を打破する余地を有しているとする立場と決定的に対立する。上述のように、われわれは、万仲脩一（2007）において、市場経済の原理が事実強制として経済主体の行為を支配しているとする見解に与した。その立場からすれば、経済倫理も市場経済において不可避免的に生じる負の側面、例えば、競争の敗者や人間性疎外に対する保護の必要性といった問題に対して、それらを克服すべく市場経済の規則をその枠条件の部分的修正によって倫理的配慮を加えることに限定されざるをえないこととなる。その点で、われわれの見解もまた経済主義に属するのであり、その限りでホームマンらの見解と軌を一にするのである。

ホームマンらの経済主義の経済倫理学について吟味されるべき第3の点は、上述のような市場経済の欠陥の克服の方法に関する問題である。市場経済の欠陥は端的には、競争のもとでは必然的に公正性が損なわれるということであった。ホームマンらもこの問題点を克服すべきであると考えが故にこそ、経済主義の立場に立ちながらも、経済倫理の必要性を主張していたのである。経済全体についても、種々の利害関係集団との関連で、誰の利益をどのように守るべきかという問題は、市場経済の重要な問題をなす。そして、われわれは、彼らがそのための方法を経済的な民主主義の原理にもとづく合意に求めていたことを想起しなければならない。ところが、他方では、彼らは経済倫

理学のアプローチとしていわゆる討議倫理学のそれに対しては批判的であった。だが、民主主義の原理による合意の成立は討議、対話あるいはコミュニケーションを前提としているのではないのだろうか。この原理にもとづかない討議は決して真の意味での討議に値しないであろう。もしそうであるとすれば、一方では公正性の確保のために民主主義の原理にもとづく合意を重視しながら、他方では討議倫理を批判するホームマンらの見解は如何に考えられるべきであろうか。

なるほど、経済主義は市場経済の原理が基本的には経済全体を貫徹することを前提としている。そこでは、倫理や道徳が経済原理に対して優位に立つという事態は考えられない。したがって、ホームマンらにおいては、民主主義による合意が経済原理それ自体を変更させることも想定されてはいない。それでは、経済主義のもとでの公正性の確保の要求と民主主義あるいは討議による合意の要求は如何なる関係において捉えられうるのであろうか。われわれはその両立可能性はもとより、積極的に両者の関連づけの必要性を強調するものである。ホームマンらが市場経済における道徳ないし倫理の確立あるいは公正性の確保を経済の枠秩序の問題として、経済主体の個別的な動機の問題から截然と区別していたのも、まさにこのことに関連していると解せられる。経済主義においても市場は利害関係集団の利害を完全に調整するように機能するわけではないとすれば、市場経済の欠陥を如何に抑制するかという問題は存在するはずであり、その解決が民主主義の原理にもとづき経済の枠秩序の修正についての合意に求められることは、けだし当然のことであると考えられるからである。もとより、経済における民主主義の原理においては、政治におけるそれとは異なり、市場経済ないし資本主義経済に特有の経済的権力関係の相違を反映して、あらゆる利害関係集団が完全に平等ないし対等の立場にあると想定することはできないであろう。そこに、経済的な民主主義とそこでの討議による合意の限界が存在することは否定されえない。経済倫理に関する討議による合意は経済

主義という限界内で追求されざるをえないのである。そして、われわれは、討議倫理学を批判する彼ら自身の見解とは異なり、ホーマンらが経済主義の経済倫理学として最も重視しようとしている点をかえってこのような両者の関連に見出そうとするものである。ホーマンらが批判するのは、例えばウルリッヒのそのような、経済に対する倫理の優位性を認める討議倫理なのであり、彼らも経済主義の立場からする討議を否定しているのではないと解することも可能であろう。もしそうであるならば、そこで要請されている討議、対話、コミュニケーションの特質やそのあり方がさらに考察されるべき問題となるであろう<sup>36</sup>。

## 7. 結

ホーマンらの経済倫理学はまずは基本的には、市場経済の諸要因がいわば事実強制として経済主体の行為を決定すると考えられているという意味で経済主義の立場に立つものといえよう。「経済は倫理に対して優位にある」とする理解はその端的なあらわれである。しかし、このことは、ホーマンらが経済と倫理を別個のものとして捉え、したがってウルリッヒのいう「経済と倫理の二世界構想」にもとづいていることを意味しているわけではない。彼らにおいても、市場経済の欠陥が枠秩序の倫理的修正を必然的に要請するという意味で、経済と倫理は不可分のものとして捉えられ、論じられるべきものなのである。しかし、ホーマンらは経済主義の立場から市場経済の枠条件を社会政策的な配慮のもとに形成しようとする場合に、民主主義の原理に従うべきことを特に重視していた。前章で指摘したように、この関係についての彼らの見解は必ずしも明瞭ではないのであるが、われわれは経済の枠秩序の社会政策的決定については、経済主義の立場と矛盾するわけではないことを確認しえた。

ところで、われわれが経営学の立場から関心を持っているのは企業倫理である。市場経済のもとでは、企業は経済主体としてその属する枠秩序の

もとで自律的に、競争を通して自らの努力で存続しなければならないと同時に、倫理的に行為することを要請されている。企業倫理には、経済倫理とはかなり異なる性格の問題が存在するであろう。この問題に関するホーマンらの見解についての吟味は稿を改めて論じるべきわれわれの次の課題である。

## 注

- 1 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), S. 9.
- 2 本稿は主として Homann/Blome-Drees (1992) によっている。同書は、序 (Einleitung) を除いて 2 部に分けられており、第 1 部は「秩序倫理としての経済倫理 (Wirtschaftsethik als Ordnungsethik)」と、第 2 部は「市場経済における企業倫理 (Unternehmensethik in der Marktwirtschaft)」と、それぞれ標題がつけられている。そして、ホーマンが第 1 部を、ブローメードレースが第 2 部をそれぞれ分担執筆している。Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), Vorwort.

経済主義の立場から経済倫理および企業倫理の問題を精力的に論じているのがホーマンを中心とする研究者集団であることから、それらの研究者達をホーマンに代表させ、本稿においても、企業倫理学を取り上げる次稿においても、彼らを「ホーマンら」と略称することとする。さらに、本稿では Homann/Lütge (2005) をも参考にしており、その説明によっている部分もある。

なお、ホーマンらを経済主義の立場に立つものだとする見解は直接的にはウルリッヒ (Ulrich, P.) によっているのであるが、シュタインマン (Steinmann, H.) らもホーマンらの立場を「経済主義的立場 (ökonomistische Position)」と称している。Vgl. Ulrich (1998a), SS. 58-59, Fußnote 12; Steinmann/Löhr (1994), SS. 131-143.

しかし、ウルリッヒはシュタインマン学派の企業倫理学についても経済主義的特徴を見ている。このことは、経済主義の内容が必ずしも一義的に明確であるわけではないことを示している。シュタインマン学派の企業倫理学については、万仲脩一 (2004) を参照されたい。

- 3 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), SS. 10-11.
- 4 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), SS. 11-12.
- 5 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), SS. 12-13.
- 6 ホーマンらは経済倫理学および企業倫理学、あるいは「企業の社会的責任」論に対するいわゆる否定論に立



つドイツ語圏の代表的経営経済学者としてシュナイダー (Schneider, D.) を挙げ、Schneider (1990) への参照を指示している。もとより、否定論はシュナイダーに限定されるわけではない。Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), SS. 14-15. 周知のように、「企業の社会的責任」に対する批判論としては、Friedman(1970)がある。

なお、経営学においては、企業倫理、「企業の社会的責任」、さらには企業統治 (corporate governance) などの類似の諸概念の相違ないし関係については必ずしも明確にされているわけではない。

- 7 以上のことについては、Homann/Blome-Drees (1992), SS.14-16を参照のこと。ただし、ホーマンらは連帯を道徳の基本原則としながらも、彼らの後の論述においてもその内容や経済倫理にとってのその具体的意味については必ずしも明確にされてはいないように思われる。
- 8 ホーマンらは「倫理」と「道徳」を概念的に特に区別することなく、同義に用いていると思われる。
- 9 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), SS.21-22.
- 10 Vgl. Homann/Lütge (2005), SS.27-28.
- 11 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), SS.22-28.
- 12 ゲームの理論および囚人のジレンマについては、多くの論者によって種々の数字例によって説明されている。以下では、Homann/Lütge (2005) の数字例にもとづくこととする。なお、ホーマンらは異なる数字例によって同様のことを、Homann/Blome-Drees(1992), SS.27-34において説明している。  
ホーマンらによれば、“Defektion”は“Betrug”あるいは“Tauschung”とほぼ同義であり、裏切り、嘘、詐欺などを意味する。囚人のジレンマにおける“Defektion”は、ある経済主体が相手の利益を考慮することなく専ら自己の利益を利己的に追求し、その結果として相手の利益を搾取すること (ausbeuten)、あるいはそれを損なうことを意味しているのだと解せられる。ここでは、協力との対照で、これについては「利己」という用語を当てた。しかし、後述のように、協力と利己の意味内容は想定されている状況によって異なることが注意されなければならない。Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), S.33.
- 13 Vgl. Homann/Lütge (2005), S.40.
- 14 Vgl. Homann/Lütge (2005), SS.33-35.
- 15 Vgl. Homann/Lütge (2005), SS.41-42.
- 16 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), SS.35-36.
- 17 以下のことについては、Homann/Blome-Drees (1992), SS.37-47によっている。
- 18 ホーマンらは企業目的を長期的利潤極大化に求めているのであるが、その理由については明確にされていない。

- 19 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), SS.47-52.
- 20 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), S.51.
- 21 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), S.54.
- 22 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), SS.56-58.
- 23 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), SS.54-56.
- 24 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), SS.58-61.
- 25 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), SS.64-67.
- 26 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), SS.67-81.

われわれは本稿注7において、ホーマンらの連帯概念の内容が不明確であることを指摘したのであるが、その意味するところをここでいう集团的自己結合に求めることができるように思われる。しかし、その場合でも、「経済主義のもとでそうした集团的自己結合が如何にして実現されうのか」ということについては、極めて困難な問題が存在しているように思われる。

- 27 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), SS.67-68.
- 28 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), SS.90-91.
- 29 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), SS.91-92.
- 30 Vgl. Homann/Blome-Drees (1992), SS.98-100.
- 31 選好理論的アプローチについての以下の説明は、Homann/Blome-Drees (1992), S.103およびSS.104-107によっている。
- 32 ホーマンらによれば、選好理論的アプローチには、非科学的に個人の良心に訴える立場と、より科学的な立場が存在するのであるが、彼らは前者については考察の対象から除外し、後者の科学的立場に立つもののみを取り上げている。したがって、ここで挙げた実証的研究と規範的研究は共に、科学的立場に立つものである。なお、彼らは実証的研究の代表者としてハーシューマン (Hirschman, A. O.) エッツィオーニ (Etzioni, A.) を、規範的研究の代表者としてセン (Sen, A.) を挙げている。
- 33 ホーマンらは討議倫理学の代表的な研究者として、アーペル (Apel, K.-O.), ハーバーマス (Habermas, J.), ウルリッヒ (Ulrich, P.) などを挙げている。
- 34 制約理論的アプローチについては、Homann/Blome-Drees (1992), S.103およびSS.108-109を参照のこと。
- 35 Homann/Blome-Drees (1992), S.111.
- 36 ホーマンらは討議倫理学を、行為者の意識変化とそれにもとづく行為変化に直接的に働きかける選好理論アプローチに属するものと考え、その点に批判の根拠をおいていた。その限りでは、彼らも枠秩序の形成に関する民主主義的な討議の必要性和可能性を否定しているわけではないと解することも可能であろう。しかし、討議を単に行為者個人の意識に訴えるものに限定させる必要はないであろう。もしホーマンらも討議を市場経済の枠秩序の形成にとって有効であると考えているのであれば、それは討議倫理を選好理論的アプローチに属するとする彼ら自身の見解と矛盾することとなろう。

参考文献

外国語文献

- Friedman, M. (1970) : The social responsibility of business is to increase its profits, in : *The New York Times Magazin*, 13. September., pp. 32-33 & pp. 122-126.
- Homann, K./Blome-Drees, F. (1992) : *Wirtschafts- und Unternehmensethik*, Göttingen.
- Homann, K./Lütge, C. (2005) : *Einführung in die Wirtschaftsethik*, 2., korrigierte Aufl., Münster.
- Lenk, H./Maring, M. (1998) : *Technikethik und Wirtschaftsethik——Fragen der praktischen Philosophie——*, Opladen.
- Schneider, D. (1990) : Unternehmensethik und Gewinnprinzipin der Betriebswirtschaftslehre, in : *Zeitschrift für betriebswirtschaftliche Forschung*, 43, SS. 869-891.

- Steinmann, H./Löhr, A. (1994) : *Grundlagen der Unternehmensethik*, 2. Aufl., Stuttgart.
- Ulrich, P. (1998) : *Integrative Wirtschaftsethik——Grundlagen einer lebensdienlichen Ökonomie——*, 2. durchgesehene Aufl., Bern · Stuttgart · Wien.
- Ulrich, P. (1998a) : Integrative Wirtschaftsethik : eine Heuristik auch für die Technikethik? in : Lenk, H./Maring, M. (1998), SS. 53-74.

邦文文献

- 万仲脩一 (2004) : 『企業倫理学——シュタインマン学派の学説——』西日本法規出版。
- 万仲脩一 (2007) : 統合的企業倫理学——ウルリッヒの所論を中心として——, 『四国大学紀要』(人文社会編)第28号に掲載予定。